皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ベルギー国国王陛下の御即位につき、七月二十一日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、七月二十二日エジプト国の国祭日につき、同月二十二日同国暫定大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

公　聴　会

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第５条の２第２項（同法第６条第６項、第７条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成25年７月24日

農林水産大臣　林　　芳正

記

1　日時　平成25年８月６日午後２時30分から

2　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議所

3　意見を聴こうとする事項

⑴　輸入検疫措置の対象となる有害動植物（以下「検疫有害動植物」という。）について、182種類の有害動物を別表１の第１の１に、30種類の有害植物を同表の第２の１にそれぞれ追加すること（規則第５条の２及び別表１関係）について

⑵　輸出国の政府機関による栽培地における検疫有害動植物の付着の有無の検査の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物について、２種類の有害動物及び３種類の有害植物の発生地域並びに１種類の有害植物の寄主植物を見直すとともに、７種類の有害植物の発生地域及び寄主植物の組合せを新規に追加すること（規則第５条の４及び別表１の２関係）について

⑶　輸入の禁止の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物について、１種類の有害動物の発生地域及び２種類の有害動物の寄主植物を見直すこと（規則第９条第１号及び別表２関係）について

⑷　輸入の禁止の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物並びに輸入の禁止の対象から除外する基準（以下「除外基準」という。）について、１種類の有害植物の発生地域及び寄主植物を見直すとともに、５種類の有害植物の発生地域、寄主植物及び除外基準の組合せを新規に追加すること（規則第９条第２号及び別表２の２関係）について

4　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは同課検疫対策室長）

5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の⑴及び⑵の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成25年８月２日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　議題に対する意見の概要（意見及びその理由）

6　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴けるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人に対し公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがある。

7　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番地12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番地の１　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

資　　料

機械受注統計調査報告（平成25年５月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成24年４～６月	７～９月	10～12月	平成25年１～３月	平成25年２月	３　月	４　月	５　月
受　注　総　額	59,338	54,382	56,379	60,410	18,479	23,618	20,267	22,696
	(－12.2)	(－8.4)	(3.7)	(7.1)	(0.9)	(27.8)	(－14.2)	(12.0)
	〔－4.0〕	〔－8.3〕	〔－9.7〕	〔－5.3〕	〔－14.8〕	〔11.5〕	〔－4.3〕	〔18.1〕
民　需	26,097	25,526	25,341	25,477	7,851	9,598	8,411	9,455
	(－2.6)	(－2.2)	(－0.7)	(0.5)	(－2.2)	(22.3)	(－12.4)	(12.4)
	〔－5.8〕	〔－7.1〕	〔－5.6〕	〔－2.0〕	〔－14.0〕	〔8.3〕	〔－10.5〕	〔15.5〕